

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）びっくり市名取店
名取市飯野坂字南沖12 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター 代表取締役 野川 喜弘
山形県天童市万代1番2号
- 3 市町村の意見の概要
 - （1）駐車需要の充足等交通について
休日等の買物客の車について、駐車場満車想定時に誘導員を配置するなど、周辺道路において渋滞等による交通事故を発生させないように対応されたい。
 - （2）廃棄物について
廃棄物保管施設の西側に住居等があることから、異臭等の問い合わせが出ないように対応されたい。
 - （3）騒音対策について
 - イ 建設工事に係る騒音対策について
 - （イ）建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう使用する建設機械等は低騒音・低振動型のものを導入されたい。
 - （ロ）工事車両等の運行にあたっては、不必要な空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止の徹底を図られたい。
 - ロ 自動車等の騒音対策について
 - （イ）駐車場での自動車のアイドリングや空ぶかし、利用客の話し声、商品搬入時などにおける騒音により、近隣の方々に迷惑をかけないように利用者や事業者への指導の徹底、夜間の駐車場使用の自粛等を徹底されたい。

(ロ) 近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、近隣の生活環境の配慮の観点から、出来るだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音の軽減に努められたい。

ハ 騒音・振動の特定施設の設置について

騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動や騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じられたい。また、設置後も同様に超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑がかからないように十分に配慮されたい。

(4) 廃棄物の処理やリサイクル活動への配慮について

イ 事業活動に伴い生じる廃棄物については発生の抑制に努められたい。

ロ 循環型社会を形成するためリサイクルを前提とした商品の構成に努められたい。

ハ 名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守されたい。

ニ 廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理をされたい。

ホ ごみの発生、保管、搬出状況把握等を担当する責任者の配置について配慮されたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

令和6年1月26日から令和6年2月26日まで（ただし、閉庁日を除く。）